

新型コロナウイルスワクチン3回目接種はお済みですか？

※6月23日時点の情報です。

- 豊島区における新型コロナウイルス感染者は、ワクチン未接種者の比率が高い若い世代に多く、新規陽性者の約50%が20代以下の方です。若い世代でも、発熱や倦怠感などの感染後の後遺症に長く悩まされる方が増加しています(東京都に寄せられる後遺症相談の4人に1人が20代以下の方です)。
- 7月より池袋保健所集団接種会場で武田社ワクチン(ノババックス)の1～3回目接種が始まりました(4回目接種はできません)。

どうして3回目接種が必要なのか？

2回目接種後、時間の経過とともに抗体価・発症予防効果が減少・低下しますが、3回目接種を受けると「感染予防・発症予防・重症化予防」効果が大きく上昇することが確認されています。

3回目接種の副反応は？

2回目と同様の副反応が見られましたが、数日でほとんど回復しています。なお、武田/モデルナ社ワクチンの3回目接種量は、2回目の半分の量です。

オミクロン株に対する発症予防効果



厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」より

豊島区新型コロナウイルスワクチンコールセンター

☎0120 - 567 - 153

(午前9時～午後6時) 土・日曜日、祝日も開設しています。



予約サイト

東京都発熱相談センター

☎5320 - 4592 (24時間対応)

発熱などの症状が生じた方で、かかりつけ医がない場合や相談先に迷う場合は当センターに相談してください。

区制90周年記念事業

区制90周年／中小企業の日 記念講演

「インクルーシブな社会を女性学の視点で考える」

7月20日(水) 午後6時30分～8時30分 としま区民センター

◇講師…社会学者/上野 千鶴子氏◇50名

申7月4日から電話で東京中小企業家同友会豊島支部☎3261 - 7201へ※先着順。

映画上映会第1回「大巨獣ガッパ」

7月31日(日) 午前10時～正午 としま産業振興プラザ(IKE・Biz)◇50名

申往復はがきで7月15日(必着)までに「〒171 - 0021 西池袋2 - 37 - 4 郷土資料館」へ※応募者多数の場合は抽選。

問当館☎3980 - 2351

東京2020パラリンピック 1周年記念イベント

8月24日(水) 第1部/午前9時30分開場、第2部/午後4時開場 有明アリーナ(江東区有明1 - 11 - 1)◇日本代表チームによる車いすバスケットボールの国際エキシビジョンマッチのほかセレモニーやステージショーなど。会場内には各種展示などのブースも◇各約8,000名

申公式サイトから申込みか電話で☎050 - 3734 - 4481

へ※応募者多数の場合は抽選。

問東京都事業事務局☎6805 - 0167



©JPC/アックスワン

パブリックコメント

【結果の公表】

池袋保健所の本移転について

当案についてパブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんからご意見をお聴きしました。

●閲覧できます…いただいたご意見および区の考え方は7月29日まで、行政情報コーナー、図書館、区民事務所、長崎健康相談所、池袋保健所、区ホームページで閲覧できます。

問移転計画グループ☎3987 - 4203

税・国保・年金

特別区民税・都民税の納付が確認できない方へ催告書を発送します

平成30年度第1期分(平成30年7月2日納期限)から令和3年度第4期分(令和4年1月31日納期限)の納

付が確認できない方へ7月5日に催告書を送付します。7月19日までに納付してください。

◇日曜窓口開設日…7月10日(日)午前9時～午後5時◇夜間窓口開設日…7月13日(水)午後5～7時◇納付相談…新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納付が困難になった方や、病気や退職などにより納期限までに納付することができない場合や生活が困窮している場合は、分割納付などの相談を行っています。分割納付は電子申請(インターネット)でも申込みできます。

◇このようなときはご注意ください

●豊島区外に転出した場合…豊島区で住民税が課税される方は、その年の1月1日現在、豊島区に居住していた方です。課税された年の途中で豊島区外に転出した場合、または日本国外に出国した場合でも1年度分の住民税を納付する必要があります。出国などで国内に住所がなくなる方は、事前に納税管理人の届出をする

義務があります。

●給与から住民税を引かれていた(特別徴収)が、その会社を退職した場合…退職により給与の支払いを受けなくなった場合、特別徴収をすることができなくなった残りの住民税は普通徴収に切り替わり、自分で納付する必要があります。

問整理第一・第二グループ☎4566 - 2362

国民年金保険料免除・納付猶予申請のご案内

令和4年7月～令和5年6月分までの国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付を開始しました。

◇対象…国民年金第1号被保険者で経済的に保険料の支払いが困難な方。ただし、本人・配偶者・世帯主(納付猶予は本人(50歳未満)・配偶者)の前年所得などに基づく審査があります。退職などで保険料を納めることが難しい方は、特例免除が利用できる場合があります※保険料を未納のままにしておくと、老齢・障害・遺族などの各基礎年金を受け取れなくなる場合があるので早めに手続きしてください。

問国民年金グループ☎3981 - 1954、池袋年金事務所☎3988 - 6011

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

傷病手当金(①国民健康保険、②後期高齢者医療保険)の適用期間が、9月30日まで延長されました。詳細は問い合わせてください。

問①国民健康保険課給付グループ☎3981 - 1296、②東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター☎0570 - 086 - 519